

議第368号

京都市大学のまち交流センター条例の一部を改正する条例の制定
について

京都市大学のまち交流センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年11月25日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市大学のまち交流センター条例の一部を改正する条例

京都市大学のまち交流センター条例の一部を次のように改正する。

別表第1 演習室，第2 演習室，第3 演習室及び第4 演習室の項中「及び第4 演習室」を「，第4 演習室及び第5 演習室」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は，平成27年4月1日から施行する。ただし，次項の規定は，公布の日から施行する。

(準備行為)

2 使用の許可の申請その他第5 演習室を供用するために必要な準備行為は，この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

第5 演習室の設置に伴い，使用料を定める必要があるので提案する。